

宍粟市強靱化計画

令和~~28~~年~~6~~月

兵庫県宍粟市

< 目 次 >

1. はじめに	1
1. 趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
2. 基本的考え方	2
1. 基本目標	2
2. 強靱化を推進する上での基本方針	2
3. リスクに対する脆弱性評価	4
1. 想定するリスク	4
2. 脆弱性の評価	7
3. 起きてはならない最悪の事態とそれに対応する施策分野	8
4. 強靱化に向けた推進方針	10
1. 治水・土砂災害対策	10
2. 住宅・都市	10
3. ライフライン・廃棄物	11
4. 保健・医療	12
5. 情報・通信	13
6. 産業	13
7. 交通・物流	14
8. 行政機能	14
9. 避難支援	15
10. 地域の防災力強化	16
11. 人材育成	16
12. 老朽化対策	16
13. 広域連携・官民連携	17
5. 脆弱性評価結果	18
6. 計画の推進	28

【別紙】強靱化を推進する主な事業

- ・ 令和2年6月 策定
- ・ 令和8年4月 一部改訂

1. はじめに

1. 趣旨

本市においては、過去に自然災害による大きな被害を受けている。

風水害では、平成 21 年の台風第 9 号接近に伴う~~降雨において、~~時間雨量 70 mm を超える集中豪雨~~が降り、~~~~において~~河川の増水等により約 640 件の建物が被害を受けた。また、平成 30 年 7 月豪雨では、数日間降り続いた豪雨の影響で山腹崩壊や浸水被害等が多発し、死者 1 名、全壊・半壊等の建物被害が 132 件発生した。

地震災害では、**貞観 10 年（868 年）**に本市南部を横断する山崎断層帯において大規模な地震が発生したとの記録が残されており、近年では昭和 59 年 5 月に山崎断層系暮坂峠断層を震源とする震度 4 の地震が起き被害を被っている。~~そのほか、最近では、地殻プレート~~~~の移動による地震や活断層のずれが起因する地震など、全国各地で多発していることから、事前に地震対策を講じておく必要がある。~~

また、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災をはじめ、平成 23 年 3 月の東日本大震災、近年では令和 6 年 1 月の能登半島地震など、我が国の防災体制や社会経済基盤にある多くの課題を顕著化させた。

国では、過去に発生した大規模な自然災害を振り返り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、~~平成 25 年 12 月に~~「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」を施行し、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定された。

また、兵庫県では、~~平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災をはじめ、その後も多発した~~ている自然災害の経験と教訓をもとに、国の「国土強靱化基本計画」との調和を図りながら、平成 28 年 1 月に「兵庫県強靱化計画」を策定した~~後、~~令和 2 年 3 月に改訂されている。

本市においても、今後起こりうる自然災害を想定し、災害時における対応方針の拡充を検討しつつ、事前の備えとして「強さ」と「しなやかさ」をもった地域基盤と環境整備を進めるべく、令和 2 年 6 月に「宍粟市強靱化計画」を策定~~する~~した。このたび計画期間の満了を迎えるにあたり、これまでの取組みを確認検証し、「宍粟市強靱化計画」を改訂する。

2. 計画の位置づけ

宍粟市強靱化計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

本計画は、国土強靱化基本計画及び兵庫県強靱化計画との調和を保ち、宍粟市総合計画などとの整合性を持った市の強靱化に係る各種施策の指針となる計画である。

3. 計画期間

本計画の期間については、令和~~2~~8 年度から概ね 5 年とする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

2. 基本的考え方

1. 基本目標

本市が強靱化を推進する上での基本目標として、次の4つを掲げ、関連施策を推進する。

基本目標

- I 人命の保護を最大限図ること
- II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- IV 迅速に復旧復興すること

2. 強靱化を推進する上での基本方針

国土強靱化の理念を踏襲しつつ、市内で発生した平成21年台風第9号による豪雨災害や平成30年7月豪雨災害等の経験と教訓、また阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震など、これまでに発生した数々の大規模災害から得られた経験を生かしながら、下記の方針を基に進めることとする。

(1) 長期的観点からの推進

- ・強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力、住民力を強化する。

(2) 地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体となる市をはじめ、国や県、他市町、事業者や市民等関係者相互の連携強化を推進する。
- ・国や県、他市町等への広域応援・受援機能を充実させ、甚大な被害を引き起こす巨大災害に備える。

(3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設^④整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」及び「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化を図り、各々が適切に連携し効果を発揮するよう、行政と民間が役割分担して取り組む。
- ・各施設や取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平常時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口流出・人口減少等が進むなか、市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

(4) 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本を有効活用することにより費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。

(5) 個別事業の取組

①ハード整備の推進

- ・地震、洪水、土砂災害など、自然災害に対応した個別施策を着実に推進する。
- ・各地域が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進する。

②ソフト対策の推進

- ・平時より人のつながりやコミュニティを強化することで、災害時にも機能する「自助」「共助」の仕組みを構築する。
- ・女性、高齢者、子ども、障がいのある人、日本語に不慣れな外国人等が災害弱者となる可能性が高いことに鑑み、多様な市民が参画する視点をもって施策を推進する。
- ・高齢者や障がいのある方などで災害時に自力で避難することが難しい「避難行動要支援者」の名簿を作成し、自治会などの避難支援関係者に名簿を提供することで、いざというときに身近で助け合う「共助」による避難支援を進める。
- ・災害時に避難が難しい方「避難行動要支援者」に対し、避難先、いつ避難するのか、どんな支援が必要か、誰が支援するのかなど、災害時の避難に役立つ情報を記入した個別避難計画を作成し、避難支援者や地域の自治会などと計画を共有することで、「共助」による避難支援を進める。

3. リスクに対する脆弱性評価

1. 想定するリスク

本計画では、市民生活や経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、山崎断層帯における地震災害のほか、頻発する豪雨災害やそれに伴う土砂災害を想定する。

【過去の地震災害及び風水害の発生状況】

○兵庫県内で震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発生年月日	推定規模(M)	名称等
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	7.0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	7.0	
3	745. 6. 15 (天平 17. 4. 27)	7.9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	6.5~7.0	
○ 5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8.0~8.5	
7	938. 5. 22 (承平 8 (天慶 1) . 4. 15)	7.0	
8	1096. 12. 17 (嘉保 3 (永長 1) . 11. 24)	8.0~8.5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	8 ¹ / ₄ ~8.5	
10	1449. 5. 13 (文安 6 (宝徳 1) . 4. 12)	5 ³ / ₄ ~6.5	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8.2~8.4	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	6.5~7.0	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	6.0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文録 5 (慶長 1) . 7. 13)	7 ¹ / ₂ ±1/4	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	7 ¹ / ₄ ~7.6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8.4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延 4 (宝暦 1) . 2. 29)	5.5~6.0	
18	1854. 12. 23 (嘉永 7 (安政 1) . 11. 4)	8.4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永 7 (安政 1) . 11. 5)	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久 4 (元治 1) . 1. 28)	6 ¹ / ₄	
21	1891. 10. 28 (明治 24)	8.0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26 (大正 5)	6.1	
○ 23	1925. 5. 23 (大正 14)	6.8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和 2)	7.3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和 2)	5.2	京都府沖
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	8	南海地震
27	1963. 3. 27 (昭和 38)	6.9	越前岬沖地震
◎ 28	1995. 1. 17 (平成 7)	7.3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6 (平成 12)	7.3	鳥取県西部地震
○ 30	2013. 4. 13 (平成 25)	6.3	淡路島地震
31	2018. 6. 18 (平成 30)	6.1	大阪府北部地震

(注1) 番号列の○は県内で震度6以上、◎は県内で震度7以上と推定される地震

(注2) 「鎮増私聞記」では1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている

○宍粟市が関連する県内の風水害

※下表は、神戸地方気象台の「兵庫県災害年表」から、宍粟市及び西播磨に関連する記録を抽出し取りまとめた。

発生年月日	災害名	気象要因	状況
昭 1. 7. 25	水害	大雨（雷雨）	宍粟郡山崎町附近浸水家屋 10 戸。
昭 3. 6. 24	水害	大雨（低気圧）	宍粟郡では橋流出、田畑被害あり。
昭 13. 7. 3～5	水害	大雨（梅雨前線）	千種の諸川著しく氾濫し、道路、橋梁、堤防の流失、決壊等が相当続出した。
昭 16. 8. 15	風水害	大雨、強風（台風）	宍粟郡 16 町歩浸水す。
昭 17. 8. 27～28	風水害	大雨、強風（台風）	宍粟郡三方村では橋梁流失 1 ヶ 所、井堰流失 2 ヶ 所。
昭 18. 9. 20	水害	大雨（熱帯低気圧）	宍粟郡戸原村では病舎流失 1 戸、水田流失 5 町歩、冠水田 76 町歩。西谷村では堤防決壊。
昭 19. 9. 4	水害	大雨（低気圧）	宍粟郡三方村では橋梁流失 3 ヶ 所、井堰流失 3 ヶ 所、田畑冠水 5 町歩。
昭 20. 9. 17～18	風水害	枕崎台風	宍粟郡内の揖保川流域で、家屋流失・浸水、道路の決壊や橋梁流失、田畑の冠水被害が多数発生。
昭 20. 10. 8～11	風水害	大雨、強風（低気圧）	宍粟郡城下村では堤防道路決壊 7 ヶ 所、家屋被害 32 戸、水田流失 1 町歩。下三方村では橋梁流失 6 ヶ 所、道路決壊 22 ヶ 所。三方村では堤防決壊 6 ヶ 所、田畑埋没 4 町歩。千種村では家屋流失 4 戸、倒壊 5 戸、その他 20 戸、田畑流失 7 町歩、田畑冠水 13 町歩。
昭 21. 6. 18～19	水害	大雨（前線）	宍粟郡下三方村では家屋被害 18 戸、道路破損 5 ヶ 所、井堰 3 ヶ 所。
昭 22. 7. 9	水害	大雨（熱帯低気圧）	宍粟郡河東村では堤防決壊 60 ヶ 所。三方村では家屋流失、井堰流失各 2 ヶ 所、下三方村では家屋被害 10 戸、道路破損 3 ヶ 所、井堰 2 ヶ 所、堤防決壊 3 ヶ 所、耕地被害 5 町歩、橋梁流失 2 ヶ 所。
昭 23. 9. 10	水害	大雨（雷雨）	宍粟郡河東村では橋梁流失。下三方村では家屋被害や道路井堰の破損等が発生。
昭 24. 6. 19～20	水害	大雨（梅雨前線、デラ台風）	宍粟郡下三方村では家屋被害 8 戸、道路破損 4 ヶ 所、井堰決壊 1 ヶ 所、耕地被害 6 町歩、橋梁流失 2 ヶ 所。
昭 24. 7. 31	水害	大雨（ヘスター台風）	西播地方では堤防損傷 30 ヶ 所、橋梁流失 13 ヶ 所、冠水田 602 町歩。
昭 24. 9. 18～20	水害	大雨、雷（雷雨）	宍粟郡戸原村では家屋流失 20 戸、同浸水 200 戸、水田流失や護岸決壊等が発生。
昭 26. 7. 8～15	水害	大雨（梅雨前線）	宍粟郡戸原村－田畑被害 65 町歩。三方村井堰流失 1 ヶ 所。土万村－田畑被害 5 町歩、倒伏による稔実不良 126 石。
昭 38. 7. 10～11	水害	大雨（梅雨前線）	梅雨前線が西日本に停滞し、前線を低気圧が東進してきたため大雨となった。とくに県内では、11 日早朝から、県中部の岸田川、矢田川の上流地帯で強く降り始め、この強雨域は次第に南下して、6 時頃には県中部の山岳地帯に移動して、揖保川上流の安積付近で強雨

発生年月日	災害名	気象要因	状況
			を降らせながら9時過ぎまで停滞した。別の西から移動してきた強雨域が9時頃から県内へ入り、千種町などで強雨を降らせた後、先の北から南下してきた強雨域と合体してさらに強雨を降らせながら東へと移動していった。このため、県内各地で山崩れや河川の氾濫による被害が発生した。
昭 46. 7. 23～26	水害	大雨、強雨（梅雨前線）	25日から26日にかけて県北部地方を中心に強い雨が降った。この間の総降水量は、県中部で200～300mm、県北部で100～150mmに達して水害が発生した。
昭 51. 9. 8～13	水害	大雨、強雨（台風第17号）	8日に淡路島南部で200mm、9日は淡路島南部と県南西部沿岸地域で100mm、10日には県南東部を除く全域で200mm以上、県南西部の沿岸地域では300～500mmという記録的な大雨が降った。11日は県南西部の県境付近で200～300mm、12日も引き続き県南西部で100mmという大雨が降り続いた。台風が九州に上陸した13日になって県南西部の大雨はやっと弱まったが、午後になって県中部で50～100mmの強雨が降った。この期間の総降水量は、県中部と南西部で500mm以上に、県南西部の沿岸地域では500mm以上、家島では1,000mm以上という記録的な量に達し、大きな災害が発生した。 ※13日安栗郡一宮町福知（下三方地区）において、大規模な地すべり（山津波）が発生した。累加雨量480mm、家屋全壊40棟、死者3人。
昭 54. 6. 26～7. 2	水害	大雨、強雨（梅雨前線）	雨の降り初めから29日12時までの雨量は、佐用178mm、洲本と福崎で173mm、一宮で169mmに達し、千種川では堤防がえぐられ始めたため、付近の住民に避難命令が出された。県内の被害状況は、家屋半壊1戸、床下浸水91戸、土木関係では山・崖崩れ11ヶ所、橋梁流失4ヶ所、河川損壊672ヶ所、道路損壊154ヶ所など総額4億4,000万円、また、農林関係では田畑冠水、溜め池・水路損壊など総額9億円に上った。
昭 57. 7. 24～25	昭和57年7月豪雨	大雨、強雨（梅雨前線）	県南部地方でも総降水量が100mmを超えた所がでて、佐用・一宮町で2件の山・崖崩れが発生したほか、南西部中心に被害がでた。
昭 58. 9. 24～29	風水害	大雨、強雨、強風（台風第10号、秋雨前線）	県内では河川の氾濫、山・崖崩れ等の災害が多く発生した。県内の被害状況は、死者13人、負傷者16人、家屋全壊11棟、半壊45棟、一部破損21棟、床上浸水1,783棟、床下浸水10,792棟、非住家被害8棟、病院施設被害1ヶ所、通信施設被害178ヶ所などで、土木関係の被害額219億2,070万円、農林関係の被害166億6,367万円、商工被害37億627万円、文教施設被害（20ヶ所）1億328万円、その他被害3億9,219万円。
平 2. 9. 12～20	風雨害	強風、大雨、強雨、長雨（台風第	19日に風雨が強まり、県内各地に大きな被害をもたらした。県内の被害状況は死者2人、負

発生年月日	災害名	気象要因	状況
		19号、秋雨前線)	傷者3人、家屋全壊3棟、半壊4棟、一部破損2棟、床上浸水1,644棟、床下浸水9,069棟、山・崖崩れ40ヶ所、堤防決壊6ヶ所、橋梁流失6ヶ所、道路損壊20ヶ所、船舶被害4隻、通信施設障害7,310回線、田畑流失・埋没71ha、田畑冠水8,006ha、農業関係の被害73億6,787万円、林業関係の被害15億2,446万円、水産業関係の被害5,915万円、その他、電力・水道への被害、交通傷害など。
平5.7.27～28	風水害	強風、大雨（台風第5号、成層不安定）	台風が日本海へ抜けた後、南から暖湿流が入って県南西部を中心に大雨が降った。28日の夜半過ぎに宍粟郡千種町で鉄砲水が起こり、車庫兼物置が直撃を受けて跡形もなく壊れた。
平16.10.19～21	強風害 洪水害 浸水害 山がけ崩れ害 強雨害	強風、大雨、強雨（台風第23号）	死者・行方不明者26人、負傷者130人、住家全壊650棟、住家半壊・一部破損8,130棟、床上浸水1,674棟、床下浸水9,531棟、道路損壊246ヶ所、橋の流失2ヶ所、鉄軌道被害11ヶ所、山崖崩れ16ヶ所、堤防決壊103ヶ所、冠水13ha、農業被害1,044ヶ所、水産業被害5ヶ所、林業被害958ヶ所、停電179,822戸。
平21.8.9～10	洪水害 浸水害 山がけ崩れ害 強雨害	大雨、強雨（台風第9号、暖気の移流）	死者20人、行方不明者2人、重傷3人、軽傷4人。住居全壊165棟、半壊972棟、一部損壊2棟、床上浸水335棟、床下浸水1,493棟、土砂災害50ヶ所、堤防決壊10ヶ所、土砂崩れ及び冠水により88ヶ所で通行止め。農業被害1,172ha・161ヶ所、水産業被害5ヶ所、林業被害567ヶ所、断水5,645世帯、停電4,930世帯。 ※宍粟市においては、負傷者4人、住居全壊18棟、半壊124棟、床上浸水63棟、床下浸水354棟、断水465戸、停電約2,700戸。
平30.7.5～8	浸水害 洪水害 山がけ崩れ害	大雨、強雨（梅雨前線）	梅雨前線が西日本に停滞し、南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、兵庫県では5日朝から7日朝にかけて断続的に大雨となった。死者2人、住家被害890棟。 ※宍粟市においては、死者1人、住家全壊2棟、大規模半壊1棟、半壊1棟、一部損壊5棟、床上浸水7棟、床下浸水73棟。

2. 脆弱性の評価

(1) 評価の実施手順

脆弱性の評価については、「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」及び兵庫県強靱化計画を参考に「起きてはならない最悪の事態」（3527項目）を設定し、その事態を回避するべく施策の方針を検討した。

(2) 評価の結果

「5. 脆弱性評価結果」のとおり。

3. 起きてはならない最悪の事態とそれに対応する施策分野

一つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことから、施策の推進方針（次章）は施策分野別にまとめ直して記載する。「起きてはならない最悪の事態」と「施策分野」の対応関係は下表のとおりとする。

事前に備えるべき目標		治水・土砂災害対策	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災力強化	人材育成	老朽化対策	広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ														
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生		○		○			○						○
1-2	地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○											
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○								○				
1-4	大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生	○				○	○							
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ														
2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足								○		○			○
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				○			○		○	○		○	
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生									○				
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○		○		○						
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱									○				
2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		○					○		○				
2-7	大規模な自然災害と感染症等との同時発生			○	○									
3 必要不可欠な行政機能は確保する														
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								○					○
4 経済活動を機能不全に陥らせない														
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下						○							
4-2	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大						○							
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響			○				○						
4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			○										
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下	○	○				○							
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる														
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			○		○		○	○	○		○		
5-2	電力供給ネットワークの長期間にわたる機能停止			○										

事前に備えるべき目標		治水・土砂災害対策	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災力強化	人材育成	老朽化対策	広域連携・官民連携
起きてはならない最悪の事態														
5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止			○										
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止			○									○	
5-5	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止					○		○					○	
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する														
6-1	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態											○		
6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○	○										
6-3	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○									○		
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○						○		○	○		
6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響						○							○

4. 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

1. 治水・土砂災害対策

- 近年多発する豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留浸透施設やため池改修に併せた事前放流施設等の整備を実施し、雨水対策を進める。【農業振興課】
- ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険性の高いため池の改修や水利用がなく管理されていないため池の廃止工事を推進する。【農業振興課】
- 用水ゲート等の定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。【農業振興課】
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を実施するとともに、早期対策を実施するためにも山林部地籍調査を実施する。【~~森林環境課~~、~~建設課~~】
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を施した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【森林環境課】
- 国・県管理河川において、急激な水位上昇を生じさせない対策を講じるよう要望する。【建設課】
- 山地災害の未然防止と災害が発生した場合の早期復旧を進めるため、治山施設や流末水路整備による地域防災機能の向上を図る。【森林環境課】
- 災害が頻発する昨今の状況から、**国県へ**迂回路機能を兼ねた林道開設**要望**を強く要望する。【森林環境課】
- 土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域内にある住宅及び建築物の移転や防護壁の整備を支援する。【住宅土地政策課】
- 盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制により災害防止に努める。【住宅土地政策課】

≪重要業績指標≫

・ため池改修率（耐震整備工事8池）：100%（令和7年度）⇒100%（令和12年度）

2. 住宅・都市

- 住宅の耐震化については、その必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する。【住宅土地政策課】
- 市営住宅の耐震化を進める。【住宅土地政策課】
- 災害対策拠点や災害発生時の避難所となる公共施設については、その機能が発揮できるように**整備を行う必要がある維持・保全**を図る。【財務課、危機管理課、住宅土地政策課、施設整備課、各市民局まちづくり推進課】
- ~~宅地の耐震化については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の防災対策を行う。~~【住宅土地政策課】
- ~~盛土等が生じる宅地造成に対して、都市計画法及び宅地造成等規制法等の適切な規制~~

により災害防止に努める。【住宅土地政策課】

- ~~建物の不燃化、公共空地の設置等を推進することで、住宅等建築物の集積地の防災対策に住宅密集地において、公園、緑地、その他公共空地の活用による延焼遮断空間の確保に努める。【住宅土地政策課】~~
- ~~放置された空家は倒壊や部材の飛散等により、周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、所有者へ管理指導を行う。宍粟市空き家等対策計画に基づき、空き家等への対策を推進する。【住宅土地政策課】~~
- 地震時は特に危険性が増す密集市街地を改善するため、道路や公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え等を実施するなど、**官民が連携して**計画的な解消を図る。【住宅土地政策課】
- 避難場所等になる**都市公園や広場等の整備を推進する維持・保全**を図る。【財務課、危機管理課、住宅土地政策課、施設整備課、各市民局まちづくり推進課】
- 文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する。【社会教育文化財課】
- 歴史資料館の展示物や収蔵物のほか、地域の有形・無形文化財を点検、記録する。【社会教育文化財課】
- 指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関する体系的な把握を進める。【社会教育文化財課】
- 地図情報、防災情報等の多様な地理空間情報を平常時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できる動作環境を構築して災害にも活用する。【広報情報課、税務課】

《重要業績指標》

・住宅の耐震化率：78.5%（令和5年度）⇒97%（令和12年度）

3. ライフライン・廃棄物

- 食料や生活必需品を計画的に備蓄するとともに、効率的に配送できるよう適切な管理を行う。【危機管理課】
- 災害時における飲料水や資機材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認や訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る。【危機管理課】
- 住民が平常時から最低でも3日間分以上の食料、飲料水、生活必需品を備蓄するよう、~~自治会等を通じての備蓄を啓発する。また、事業所等においても突発的な災害に備えて物資の確保について啓発する。【危機管理課】~~
- 災害時の備蓄物資の保管に対応するため、防災備蓄倉庫を整備するの維持・保全を図る。【危機管理課】
- 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、大規模災害時の応急給水活動を円滑に進める。【上下水道課】
- 住民の安定的電源確保等に資する家庭用燃料電池、非常時の備えとなる家庭用蓄電池等の導入促進を図る。【森林環境課】
- 農道・林道等は生産活動だけでなく、地域の交通網の一部として生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、その整備と維持に努める。【農業振興課、森林環境課】

- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化対策、非常用電源の確保に努める。【上下水道課】
- 水道管路・施設については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や老朽化対策を講じる。【上下水道課】
- 大規模災害時において、救助や復旧活動等に必要となるエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時から各ライフライン機関との連携を強化する。【危機管理課】
- 石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進める。【危機管理課】
- 大規模災害で被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内市町との相互応援協定により広域的な応援体制を整備するとともに、定期的な訓練や研修を通じた連携体制の確認を行う。【上下水道課】
- 大規模災害に備え、下水道施設等の計画的な整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。【上下水道課】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路復旧を行う。【建設課】
- 河川氾濫や土砂災害による道路寸断等を想定し、ヘリポート等航空搬送経路の確保維持・保全を図る。【危機管理課】
- 災害廃棄物を迅速に処理するため、宍粟市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。【生活衛生課】
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。【生活衛生課】
- 大規模災害時には災害廃棄物の大量発生が想定できることから、災害廃棄物を仮置きするストックヤードの確保及び県・市町間における相互応援協定等を運用し、広域的に災害廃棄物への対応を行う。【生活衛生課】
- 災害が頻発する昨今の状況から、国県へ迂回路機能を兼ねた林道開設要望を強く要望する。【森林環境課】

4. 保健・医療

- 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する。【保健福祉課、総合病院】
- 大規模災害時において、消防機関等の到着前に傷病者への適切な処置が実施できるよう、住民に対して応急手当の普及啓発を図る。【保健福祉課】
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築する。【生活衛生課、保健福祉課】
- 県等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。【生活衛生課、保健福祉課】
- 県等と連携し、災害発生後の救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談など、避難者の保健・医療面でのサポートを実施する。【保健福祉課】

- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難が実施できるよう、平常時から地域における支援体制づくり、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る。【危機管理課、高年福祉課、障がい福祉課、保健福祉課、福祉相談課】

《重要業績指標》

- ・普通救命講習受講者数：210人（令和6年度）⇒現状値より増加
- ・応急手当講習受講者数：1,021人（令和6年度）⇒現状値より増加

5. 情報・通信

- フェニックス防災システムや宍粟市土砂災害情報等提供システムなどの情報提供機器の動作確保をする。【危機管理課】
- 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる。【財務課、広報情報課、各市民局まちづくり推進課】
- 防災行政無線等、防災情報伝達手段の多重化を推進し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。【危機管理課】
- しーたん通信やしそ防衛ネット等により、台風や集中豪雨等に関する防災情報の発信、情報収集の強化を図る。【広報情報課、危機管理課】
- 災害時にインターネットやケーブルテレビで提供する雨量、河川水位、河川監視カメラ画像データの確実な収集・提供を行うため、システムの機能強化やデータの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行うとともに、住民情報系システムのバックアップ環境を整える。【広報情報課】
- 一時滞在者を含め、日本語が分からないに不慣れた外国人への情報提供等の支援を行う。【まちづくり推進課】
- フェニックス防災システム等で得られた情報を効率よく利活用するために、システムの操作研修や訓練等を通じて、防災担当職員の人材育成を推進する。【危機管理課】

《重要業績指標》

- ・ひょうご防災ネット登録者数：5,533人（令和6年度）⇒5,683人（令和12年度）

6. 産業

- 経済的な被害や生産力の低下を最小限に抑えるために、企業等に対して事業継続計画の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。【危機管理課、商工観光課】
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄等災害対策を講じるよう啓発する。【危機管理課、商工観光課】
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持できるよう、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る。【農業振興課】
- 異常渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める。【農業振興課】
- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品や電気・ガス等の安全措置を講じるよう企業へ啓発する。【危機管理課、商工観光課】

○地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を強化する。【**広報情報課**】

○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。【**商工観光課**】

《重要業績指標》

- ・企業の事業継続計画の策定の推進
- ・事業継続力強化支援計画の策定の推進

7. 交通・物流

○緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を推進する。【**建設課**】

○河川氾濫や土砂災害による道路寸断等を想定し、ヘリポート等航空搬送経路の確保を図る。【**危機管理課**】

○被災した場合に社会的影響の大きい橋梁や道路等に対して、耐震化や法面の崩壊対策を図る。【**建設課**】

○緊急時において、円滑で効率的な輸送体制が確保できるよう、基幹道路等の整備を実施する。【**建設課**】

○早期に緊急輸送道路をはじめとする道路復旧が迅速に行えるよう、関係機関と連携強化を図る。【**建設課**】

○農道・林道等は生産活動だけでなく、地域の交通網の一部として生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、その整備と維持に努める。【**農業振興課、森林環境課**】

○災害が頻発する昨今の状況から、**国県へ迂回路機能を兼ねた林道開設要望**を強く要望する。【**森林環境課**】

《重要業績指標》

- ・道路、橋梁等社会基盤施設の老朽化対策の促進

8. 行政機能

○消防・救急車両や設備の更新を継続して進める。【**危機管理課**】

○大規模災害時において、円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。【**危機管理課**】

○西はりま消防**本部組合**等関係機関との情報の共有化や連携強化を図るとともに、大規模被害を想定した広域的な訓練を実施する。【**危機管理課**】

○災害対策拠点や災害発生時の避難所となる公共施設については、その機能が発揮できるよう**整備を行う維持・保全**を図る。【**財務課、危機管理課、住宅土地政策課、施設整備課、各市民局まちづくり推進課**】

○職員が発災時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施できるよう、部局ごとの職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じてその周知徹底を図る。【**全課**】

○業務継続計画を策定し、職員や執務環境等に制限が生じる状況においても実施すべき業務が継続して行えるよう、必要な人員等資源の確保や**配分について対策を講じる業務の優先性を整理しておく**。【**全課**】

- 災害時における緊急事態発生を想定し、緊急連絡体制の整備と対応力強化のための訓練等を実施する。【危機管理課】
- 職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。【危機管理課】
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認を行うほか、訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る。【関係課】
- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する。【危機管理課、生活衛生課、保健福祉課】

《重要業績指標》

- ・総合防災訓練の実施：1回/年
- ・職員に対する防災訓練・講習会の実施：1回/年

9. 避難支援

- 防災ハザードマップの~~更新を実施するとともに、~~内容や避難方法の周知などを継続的に実施する。【危機管理課】
- しーたん通信やしそら防災ネット等により、台風や集中豪雨等に関する防災情報の発信、情報収集の強化を図る。【広報情報課、危機管理課】
- 民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを確立し、帰宅困難者の安全・安心な帰宅を支援する。【危機管理課】
- 企業等との協定締結を促進し、帰宅困難者への水道水、トイレ及び道路等情報の提供を確保する。【危機管理課】
- 必要に応じて、冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保など、避難所における生活の質の確保を図る。【危機管理課】
- 大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用可能な宿泊施設等について、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する。【住宅土地政策課】
- 災害時に避難支援を要する者に対して個別の支援計画を作成し、自主防災組織や民生委員児童委員、~~ケアマネジャー~~介護支援専門員、相談支援専門員、関係事業所が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供や安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。【危機管理課、高年福祉課、障がい福祉課、保健福祉課、福祉相談課】
- 要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。【危機管理課、高年福祉課、障がい福祉課、保健福祉課、福祉相談課、学校教育課、こども未来課】
- 大規模災害発生時に外国人住民への支援を行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、外国人住民等からの相談や問合せに対応できる窓口を設置する。【まちづくり推進課】
- 仮設住宅の建設地を選定する等の事前準備を進める。【危機管理課、住宅土地政策課】

《重要業績指標》

- ・ひょうご防災ネット登録者数：5,533人（令和6年度）⇒5,683人（令和12年度）

・要配慮者利用施設の避難確保計画作成率：100%（令和6年度）⇒100%（令和12年度）

10. 地域の防災力強化

- 孤立する可能性のある集落については、災害時に被害状況等を確認する連絡手段等の対策を講じる。【危機管理課】
- 住民や自主防災組織に対して備蓄の重要性について啓発する。【危機管理課】
- 大災害発生時は、自衛隊、警察、消防等による支援を受けるまでに時間を要することが想定されることから、消防団や自主防災組織の充実等を図る。【危機管理課】
- より多くの住民に災害時の対応を理解してもらうため、地域の災害特性を踏まえた訓練内容で、地域及び関係機関と学校等が連携した実践的な防災訓練等を実施する。【危機管理課、学校教育課、各市民局まちづくり推進課】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難が実施できるよう、平常時から地域における支援体制づくり、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る。【危機管理課、高年福祉課、障がい福祉課、保健福祉課、福祉相談課】

《重要業績指標》

- ・消防団員数：1,159人（令和6年度）⇒現状維持（令和12年度）
- ・自主防災マップづくり講習会受講数：151 自主防災会（令和6年度）⇒155 自主防災会（令和12年度）
- ・ひょうご防災リーダー講座修了者数：24人（令和6年度）⇒29人（令和12年度）

11. 人材育成

- 消防団員の確保、資質向上を推進する。【危機管理課】
- インフラの保全・復旧を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る。【商工観光課】
- 土木・建築・上下水道事業関係の人材育成、技術職員の確保など、組織体制等の整備を進める。【総務課、建設課、住宅土地政策課、上下水道課】
- 県が行う家屋被害認定士、被災建築物応急危険度判定士等の養成講習会へ職員を派遣し、災害時の被災地支援を行うとともに、発災時に速やかに他団体より派遣を受けられる体制を構築する。【危機管理課、税務課】
- 職員に対する防災講習会を実施する。【危機管理課】
- 市民の防災意識向上を図るため、ひょうご防災リーダー講座等への積極的な受講を推進する。【危機管理課、人権推進課】

《重要業績指標》

- ・家屋被害認定士養成研修受講職員数：54人（令和6年度）⇒69人（令和12年度）
- ・教育副読本を活用して防災教育に取り組む学校の割合：100%（令和6年度）⇒100%の維持

12. 老朽化対策

- 老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検、維持管理、修繕等におけ

るインフラメンテナンス研修等の受講を推進する。【建設課、住宅土地政策課、上下水道課、施設整備課】

- 建設後一定年数を経過した社会基盤施設の維持管理・更新を実施し、計画的で効率的な老朽化対策を推進する。【地域創生課、財務課、建設課、住宅土地政策課】
- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化及び老朽化対策、非常用電源の確保に努める。【上下水道課】
- 水道管路・施設については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や老朽化対策を講じる。【上下水道課】

《重要業績指標》

- ・水道施設、下水道施設の老朽化対策、耐震化の促進
- ・道路、橋梁等社会基盤施設の老朽化対策の促進

13. 広域連携・官民連携

- 県内外の市町村や企業等と締結している災害時応援協定をより実効性の高いものにするため、備蓄資機材等の情報共有を推進する。【危機管理課】
- 大規模災害時において、円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。【危機管理課】
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する。【農業振興課】
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林の保全活動や環境教育を推進する。【森林環境課】

《重要業績指標》

- ・県及び播磨広域連携協議会等の訓練への参加：1回/年
- ・総合防災訓練の実施：1回/年
- ・災害時応援協定締結：74件（令和6年度）⇒89件（令和12年度）
- ・正確な情報の収集、提供に係る体制の強化

5. 脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○住宅の耐震化については、その必要性に対する認識が不足していること、また耐震改修の経済的負担が大きいことから、啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。【住宅土地政策課】</p> <p>○市営住宅の耐震化を進める必要がある。【住宅土地政策課】</p> <p>○災害対策拠点や災害発生時の避難所となる公共施設については、その機能が発揮できるよう整備を行う維持・保全を図る必要がある。【財務課、危機管理課、住宅土地政策課、施設整備課、各市民局まちづくり推進課】</p> <p>○土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域内にある住宅及び建築物の移転や防護壁の整備を支援する必要がある。【住宅土地政策課】</p> <p>○盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制により災害防止に努める必要がある。【住宅土地政策課】</p> <p>○宅地の耐震化については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の防災対策が必要である。【住宅土地政策課】</p> <p>○盛土等が生じる宅地造成に対して、都市計画法及び宅地造成等規制法等の適切な規制により災害防止に努める必要がある。【住宅土地政策課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(1-2) 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○建物の不燃化、公共空地の設置等を推進し、住宅等建築物の集積地の防災対策に努める必要がある。【住宅土地政策課】</p> <p>○放置された空家は倒壊や部材の飛散等により、周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、所有者へ改善を促す必要がある。宍粟市空き家等対策計画に基づき、空き家等への対策を推進する必要がある。【住宅土地政策課】</p> <p>○耐震性防火水槽の整備を進める必要がある。【危機管理課】</p> <p>○消防・救急車両や設備の更新を継続して進める必要がある。【危機管理課】</p> <p>○消防団員の確保、資質向上を推進する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○地震時は特に危険性が増す密集市街地を改善するため、道路や公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え等を実施するなど、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【建設課、住宅土地政策課】</p> <p>○避難場所等になる都市公園や広場等の整備を推進を維持・保全する必要がある。【危機管理課、住宅土地政策課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p>

(1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

- 近年多発する豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留浸透施設やため池改修に併せた事前放流施設等の整備等により河川への流出を抑制する雨水対策を進める必要がある。【農業振興課】
- 防災ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する必要がある。【危機管理課】
- 国・県管理河川において、急激な水位上昇を生じさせない対策を講じるよう働きかける必要がある。【建設課】
- 道路啓開や除雪、迅速な復旧・復興、平常時のインフラメンテナンス等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化による担い手不足が懸念されることから、若年者や求職者に対する職業訓練による技能習得をはじめ、将来に向けて担い手の確保・育成を図る取組が必要である。【商工観光課】
- 老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラメンテナンス研修等の受講を推進する必要がある。【建設課、住宅土地政策課、上下水道課、施設整備課】
- 建設後一定年数を経過した社会基盤施設は老朽化が進んでおり、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【地域創生課、財務課、建設課、住宅土地政策課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

(1-4) 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

- 防災ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する必要がある。【危機管理課】
- しーたん通信やしそ防衛ネット等により、台風や集中豪雨等に関する防災情報の発信、情報収集の強化を図る必要がある。【広報情報課、危機管理課】
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。あわせて、早期対策を実施するためにも山林部地籍調査を実施する必要がある。【森林環境課、建設課】
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、災害の発生する可能性がある箇所に対する対策を講じる必要がある。【森林環境課、建設課】
- 山地災害の未然防止と災害が発生した場合の早期復旧を進めるため、治山施設や流末水路整備による地域防災機能の向上を図る必要がある。【森林環境課】
- 近年多発する豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留浸透施設やため池改修に併せた事前放流施設等の整備等により河川への流出を抑制する雨水対策を進める必要がある。【農業振興課】
- ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険性の高いため池の改修や水利用がなく管理されていないため池の廃止工事を推進する必要がある。【農業振興課】
- 用水ゲート等の定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必

要がある。【農業振興課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

〈起きてはならない最悪の事態〉

(2-1) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈施策の方向性〉

- 大災害発生時は、自衛隊、警察、消防等による支援を受けるまでに時間を要することが想定されることから、消防団や自主防災組織の充実等を図る必要がある。【危機管理課】
- 大規模災害時において、円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める必要がある。【危機管理課】
- 西はりま消防本部組合等関係機関との情報の共有化や連携強化を図るとともに、大規模被害を想定した広域的な訓練を実施する必要がある。【危機管理課】
- 消防・救急車両や設備の更新を継続して進める必要がある。【危機管理課】
- より多くの住民に災害時の対応を理解してもらうため、地域の災害特性を踏まえた訓練内容で、地域及び関係機関と学校等が連携した実践的な防災訓練等を実施する必要がある。【危機管理課、学校教育課】
- 地域防災の担い手となる人材を養成する必要がある。【危機管理課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

(2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

〈施策の方向性〉

- 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する必要がある。【保健福祉課、総合病院】
- 被災した場合に社会的影響の大きい橋梁や道路等に対しては、耐震化や法面の崩壊対策を講じる必要がある。【建設課】
- 大規模災害時において、消防機関等の到着前に傷病者への適切な処置が実施できるよう、住民に対して応急手当の普及啓発を図る必要がある。【保健福祉課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

(2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

〈施策の方向性〉

- 必要に応じて、冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保など、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。【危機管理課】
- 大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用可能な宿泊施設等について、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する必要がある。【住宅土地政策課】
- 県等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。【生活衛生課、保健福祉課】
- 県等と連携し、災害発生後の救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談など、避難者の保健・医療面でのサポートを実施する必要がある。【保

健福祉課】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○食料や生活必需品を計画的に備蓄するとともに、効率的に配送できるよう適切な管理を行う必要がある。【危機管理課】</p> <p>○災害時における飲料水や資機材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認や訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る必要がある。【危機管理課】</p> <p>○住民が平常時から最低でも3日間分以上の食料、飲料水、生活必需品を備蓄するよう、自治会等を通じての備蓄を啓発する必要がある。また、事業所等においても突発的な災害に備えて物資の確保について啓発する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○災害時の備蓄物資の保管に対応するため、防災備蓄倉庫を整備するの維持・保全を図る必要がある。【危機管理課】</p> <p>○緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を推進する必要がある。【建設課】</p> <p>○被災した場合に社会的影響の大きい橋梁や道路等に対しては、耐震化や法面の崩壊対策を講じる必要がある。【建設課】</p> <p>○「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、大規模災害時の応急給水活動を円滑に進める必要がある。【上下水道課】</p> <p>○水道施設の老朽化対策、耐震化を推進する必要がある。【上下水道課】</p> <p>○住民の安定的電源確保等に資する家庭用燃料電池、非常時の備えとなる家庭用蓄電池等の導入促進を図る必要がある。【森林環境課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを確立し、帰宅困難者の安全・安心な帰宅を支援する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○企業等との協定締結を促進し、帰宅困難者への水道水、トイレ及び道路等情報の提供を確保する必要がある。【危機管理課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(2-6) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○孤立する可能性のある集落については、災害時に被害状況等を確認する連絡手段の確保等の対策が必要である。【危機管理課】</p> <p>○住民や自主防災組織に対して備蓄の重要性について啓発する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○農道・林道等は生産活動だけでなく、地域の交通網の一部として生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、その整備と維持に努める必要がある。【農業振興課、森林環境課】</p> <p>○河川氾濫や土砂災害による道路寸断時における、避難者・傷病者の移送、生命にかかわる物資の搬送経路を確保する必要がある。【危機管理課】</p>

〈起きてはならない最悪の事態〉

(2-7) 大規模な自然災害と感染症等との同時発生

〈施策の方向性〉

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【生活衛生課、保健福祉課】
- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化及び老朽化対策、非常用電源の確保に努める必要がある。【上下水道課】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〈施策の方向性〉

- 災害対策拠点や災害発生時の避難所となる公共施設については、その機能が発揮できるよう整備を行う維持・保全を図る必要がある。【財務課、危機管理課、住宅土地政策課、施設整備課、各市民局まちづくり推進課】
- 職員が発災時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施できるよう、部局ごとの職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じてその周知徹底を図る必要がある。【危機管理課】
- 業務継続計画を策定し、職員や執務環境等に制限が生じる状況においても実施すべき業務が継続して行えるよう、必要な人員等資源の確保や配分について対策を講じる必要がある。【危機管理課】
- 災害時における緊急事態発生を想定し、緊急連絡体制の整備と対応力強化のための訓練等を実施する必要がある。【危機管理課】
- 職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。【危機管理課】
- 大規模災害発生時には、他の自治体等からの支援を受けなければ業務に支障をきたすことから、受援体制を整備する必要がある。【危機管理課】

4 経済活動を機能不全に陥らせない

〈起きてはならない最悪の事態〉

(4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下

〈施策の方向性〉

- 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、企業等の業務継続計画の策定を促進する必要がある。【危機管理課、商工観光課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

(4-2) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

〈施策の方向性〉

- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品や電気・ガス等の安全措置を講じるよう企業へ啓発する必要がある。【危機管理課、商工観光課】
- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定した

<p>マニュアルの整備を促進する必要がある。【危機管理課、生活衛生課、保健福祉課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○経済的な被害や生産力の低下を最小限に抑えるために、企業等に対して業務継続計画の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。【危機管理課、商工観光課】</p> <p>○食料や生活必需品を計画的に備蓄するとともに、効率的に配送できるよう適切な管理を行う必要がある。【危機管理課】</p> <p>○災害時における飲料水や資機材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認や訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る必要がある。【危機管理課】</p> <p>○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持できるよう、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。【農業振興課】</p> <p>○緊急時において、円滑で効率的な輸送体制が確保できるよう、基幹道路等の整備を実施する必要がある。【建設課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(4-4) 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○異常湧水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【農業振興課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。【農業振興課】</p> <p>○森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林の保全活動や環境教育を推進する必要がある。【森林環境課】</p> <p>○森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。あわせて、早期対策を実施するためにも山林部地籍調査を実施する必要がある。【森林環境課—建設課】</p> <p>○森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を施した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。【森林環境課】</p>

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用できる情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
--

〈施策の方向性〉

- フェニックス防災システムや宍粟市土砂災害情報等提供システムなどの情報提供機器の動作確保をする必要がある。【危機管理課】
- 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。【財務課、広報情報課、各市民局まちづくり推進課】
- 防災行政無線等、防災情報伝達手段の多重化を推進し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。【危機管理課】
- しーたん通信やしそ防災ネット等により、台風や集中豪雨等に関する防災情報の発信、情報収集の強化を図る必要がある。【広報情報課、危機管理課】
- 災害時にインターネットやケーブルテレビで提供する雨量、河川水位、河川監視カメラ画像データの確実な収集・提供を行うため、システムの機能強化やデータの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行うとともに、住民情報系システムのバックアップ環境を整える必要がある。【広報情報課】
- 一時滞在者を含め、日本語が分からないに不慣れた外国人への情報提供等の支援が必要である。【まちづくり推進課】
- フェニックス防災システム等で得られた情報を効率よく利活用するために、システムの操作研修や訓練等を通じて、防災担当職員の人材育成を推進する必要がある。【危機管理課】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難が実施できるよう、平常時から地域における支援体制づくり、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【危機管理課、高年福祉課、障がい福祉課、保健福祉課、福祉相談課】
- 災害時に避難支援を要する者に対して個別の支援計画を作成し、自主防災組織や民生委員・児童委員、~~ケアマネジャー~~介護支援専門員、相談支援専門員、関係事業所が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供や安否確認、避難支援等を行う体制を構築する必要がある。【危機管理課、高年福祉課、障がい福祉課、保健福祉課、福祉相談課】
- 要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。【危機管理課、高年福祉課、障がい福祉課、保健福祉課、福祉相談課、学校教育課、こども未来課】
- 大規模災害発生時に外国人住民への支援を行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、外国人住民等からの相談や問合せに対応できる窓口を設置する必要がある。【まちづくり推進課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

(5-2) 電力供給ネットワークの長期間にわたる機能停止

〈施策の方向性〉

- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄等災害対策を講じるよう啓発する必要がある。【商工観光課】
- 緊急時において、円滑で効率的な輸送体制が確保できるよう、基幹道路等の整備を実施する必要がある。【建設課】
- 被災した場合に社会的影響の大きい橋梁や道路等に対しては、耐震化や法面の崩壊対策を講じる必要がある。【建設課】

<p>○水道管路・施設については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や老朽化対策を講じる必要がある。【上下水道課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(5-3) 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○大規模災害時において、救助や復旧活動等に必要となるエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時から各ライフライン機関との連携を強化する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進める必要がある。【危機管理課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○水道管路については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上に努める必要がある。【上下水道課】</p> <p>○大規模災害で被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内市町との相互応援協定により広域的な応援体制を整備するとともに、定期的な訓練や研修を通じた連携体制の確認を行う必要がある。【上下水道課】</p> <p>○大規模災害に備え、下水道施設等の計画的な整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。【上下水道課】</p> <p>○下水道施設の老朽化対策及び非常用電源の確保を図る必要がある。【上下水道課】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>(5-5) 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>○緊急時において、円滑で効率的な輸送体制が確保できるよう、基幹道路等の整備を実施する必要がある。【建設課】</p> <p>○被災した場合に社会的影響の大きい橋梁や道路等に対しては、耐震化や法面の崩壊対策を講じる必要がある。【建設課】</p> <p>○河川氾濫や土砂災害による道路寸断時における、避難者・傷病者の移送、生命にかかわる物資の搬送経路を確保する必要がある。【危機管理課】</p> <p>○農道・林道等は生産活動だけでなく、地域の交通網の一部として生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、その整備と維持に努める必要がある。【農業振興課、森林環境課】</p> <p>○緊急時において、円滑で効率的な輸送体制が確保できるよう、基幹道路等の整備を実施する必要がある。【建設課】</p> <p>○被災した場合に社会的影響の大きい橋梁や道路等に対しては、耐震化や法面の崩壊対策を講じる必要がある。【建設課】</p> <p>○早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路復旧を行う必要がある。【建設課】</p> <p>○住宅・建築物の耐震化について、その必要性に対する認識が不足していること、また耐震改修の経済的負担が大きいことから、啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。【住宅土地政策課】</p>

- 放置された空き家等は倒壊や部材の飛散等により、周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、所有者へ改善を促す必要がある。【住宅土地政策課】
- 特定空き家等については、適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う必要がある。【住宅土地政策課】

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

〈起きてはならない最悪の事態〉

- (6-1) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

〈施策の方向性〉

- 防災インフラの保全・復旧を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る必要がある。【商工観光課】
- 土木・建築・上下水道事業関係の人材育成、技術職員の確保など、組織体制等の整備を進める必要がある。【総務課、建設課、北部事務所、住宅土地政策課、上下水道課】
- 県が行う家屋被害認定士、被災建築物応急危険度判定士等の養成講習会へ積極的に職員を派遣し、災害時の被災地支援を行うとともに、発災時に速やかに他団体より派遣を受けられる体制を構築する必要がある。【危機管理課、税務課】
- 職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。【危機管理課】
- 復興事業に重要な役割を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化による担い手不足が懸念されることから、若年者や求職者に対する職業訓練による技能習得をはじめ、将来に向けて担い手の確保・育成を図る取組が必要である。【商工観光課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

- (6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方向性〉

- 災害廃棄物を迅速に処理するため、宍粟市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。【生活衛生課】
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。【生活衛生課】
- 大規模災害時には災害廃棄物の大量発生が想定できることから、災害廃棄物を仮置きするストックヤードの確保及び県・市町間における相互応援協定等を運用し、広域的に災害廃棄物への対応を行う必要がある。【生活衛生課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

- (6-3) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方向性〉

- あらかじめ仮設住宅の建設地を選定する等の事前準備を進める必要がある。【危機管理課、住宅土地政策課】
- 地図情報、防災情報等の多様な地理空間情報を平常時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できる動作環境を構築して災害にも活用する必要がある。【広報情報課、危機管理課、税務課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

(6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

〈施策の方向性〉

- 文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。【社会教育文化財課】
- 歴史資料館の展示物や収蔵物のほか、地域の有形・無形文化財を点検、記録しておく必要がある。【社会教育文化財課】
- 指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関する体系的な把握を進める必要がある。【社会教育文化財課】

〈起きてはならない最悪の事態〉

(6-5) 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

〈施策の方向性〉

- 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を強化する必要がある。【広報情報課】
- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。【商工観光課】

6. 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、重要業績指標の目標値を用いて進行管理を行うとともに、関連計画とも整合を図り、計画的な社会基盤整備事業の推進を図る。社会経済情勢等の変化や施策の推進状況、県及び他市町、関係機関等の動向も踏まえ、PDCAサイクルを繰り返し、市一体となって取組を推進する。

